

民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和5年10月11日(水) 午後1時26分から午後4時23分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 茂木委員長、星野副委員長、鈴木、齋藤(育)、井上 各委員
- 4 欠席委員 戸部委員(公務)
- 5 説明者 角田(浩)市民部長、見城市民課長、阿部債権管理課長、田村市民協働課長、根岸環境課長
角田(真)健康福祉部長、金子子ども課長、信澤介護高齢課長
- 6 事務局 大島議事係長
- 7 傍聴者 なし
- 8 傍聴議員 なし
- 9 議 事
- (1) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
 - (2) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
 - (3) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
 - (4) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
 - (5) 今後の日程について
 - (6) その他
- 10 会議の概要
- (1) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(1)健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。
まず、子ども課の所管に係る事項について説明願う。子ども課長。

(金子子ども課長 説明)

ア 子ども課

・調査事項

- 1 ファミリー・サポート・センター事業の運営状況について
- 2 放課後児童健全育成事業の現状について

○子ども課長 休憩願う。

○委員長 休憩する。

(休憩 午後1時28分から午後1時30分まで)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

○子ども課長 まず、調査事項1「ファミリー・サポート・センター事業の運営状況について」説明する。1ページを御覧いただきたい。ファミリー・サポート・センター事業は生後3か月から小学校6年生までのお子さんの市内在住・在勤の保護者で、子育てを手

伝ってほしい人を依頼会員、子育てを手伝いたい人を協力会員、手伝ってほしいと手伝いたい両方を兼ねる人を依頼・協力会員と区分して登録して、一時的な子供の世話を有料で行う事業である。

資料1「ファミリー・サポート・センターの状況」を御覧いただきたい。まず、「1 会員数」であるが、平成30年度は依頼会員458人、協力会員54人、依頼・協力会員35人、合計547人だった。令和元年度は依頼会員475人、協力会員54人、依頼・協力会員39人、合計568人にまで増えたところであるが、その後の新型コロナウイルス感染症の影響により、令和5年度には依頼会員419人、協力会員52人、依頼・協力会員34人、合計505人にまで減少した。令和5年度はわずかではあるが会員数は増加している状況である。次に、「2 活動状況」であるが、令和元年度には446回の活動があったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度には230回にまで減少した。令和5年度においては8月末現在で57回の活動状況である。まだ、新型コロナウイルス感染症の影響が残っており、活動回数が伸びていない状況となっている。また、利用料金については配付した沼田市ファミリー・サポート・センターのパンフレットの裏面を御覧いただきたい。平日午前7時から午後7時までは1時間当たり700円、それ以降は800円となり、土日、祝日及び年末年始の午前7時から午後7時までは800円、それ以降は900円となっており、依頼会員が支払う利用料金は直接、協力会員の収入となる。次に、資料1の2ページを御覧いただきたい。委託費は国で定めた金額があり、基本分として記載の表の金額が定められている。沼田市の場合は、現在の会員数が505人なので、基準額が280万円となり、その他に加算分として24時間以上の講習の実施による加算が36万円、ひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算が50万円で、年額366万円の委託金額となり、委託金額の負担割合は国3分の1、県3分の1、市3分の1となっている。

次に、調査事項2「放課後児童健全育成事業の現状について」説明する。放課後児童健全育成事業は、両親が働いているなどの理由で、昼間子供の面倒を見られない家庭の小学生のお子さんを放課後や夏休みなどの長期休暇中に預かり、遊びを主とした生活指導、育成を行う事業である。資料2を御覧いただきたい。設置状況は記載のとおりであり、市内に16か所、20支援単位で利用児童数は8月末現在で561人、研修を受けて資格を持っている支援員が60人、補助員が57人である。設置方法は民設民営が10か所、公設民営が6か所となっている。次に、委託費算出方法については、国で定めた金額があり、基本は年間250日以上の開所が必要となっている。まず、基本額は、利用児童数に応じて記載の計算方法①から⑤により計算した額となる。その他に加算分として、年間250日以上開所した日数に対する開所日数加算、平日に1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合や夏休みなどの長期休暇時に1日8時間を超えて開所する場合の長時間開所加算、障害児を受け入れた場合に加算を行う障害児受入推進事業、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置した場合に加算を行う放課後児童支援員等処遇改善事業、障害児を3人以上受け入れた場合に加算を行う障害児受入強化推進事業、放課後児童支援員を配置した場合、また、おおむね経験年数5年以上の一定の研修を受講した放課後児童支援員を配置した場合及び経験年数10年以上で事業所長、マネジメント的立場にある放課後児童支援員を配置した場合に加算を行う放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業、支援員等に月額9,000円相当の賃金改善を行った場合に加算を行う放課後児童支援員等処遇改

善事業の加算があり、委託費の算出を行っている。委託費の負担割合は国3分の1、県3分の1、市3分の1となる。また、沼田市単独で障害児受入2人目には月額20,000円、3人目には年額1,900,000円、また、保護者会等、法人格を有しない団体が事業を行う場合には家賃の3分の2を上限として加算している。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「ファミリー・サポート・センター事業の運営状況について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 利用料金がそのまま協力会員の収入になるという説明だったが、逆に、運営費で出ている366万円はどういうことに使われているのか説明いただきたい。

○子ども課長 基本的にまかせて会員、お願い会員の取りまとめを全てセンターで行っている。申込みは本人同士ではなく、センターに申し込んで、センターが相手を探す。マッチング、お見合いのようにして、その後、預けたり、預かったりということになる。また、加算もあって講習が行われる。会員に対して預かった場合にはこういうことに気をつけるとか、講習を招いて毎年やっている。こちらにあるとおり、ひとり親の利用支援ということで、県が月30時間まで1時間300円の補助を行っている。そういう補助を受けたりする手続も全部、サポートセンターでやっている。事務員の人件費なども発生するので、その費用をこちらの委託費で賄っている状況である。

○井上委員 運営費で出ているものは全てセンターの人件費などに使われているという認識であると思うが、実際、ファミリー・サポート・センターの案内を見ても、短時間の預かりが想定されていると思う。買い物のときに子供を預かるとか、急病のときに子供を預かるとか。やはり短時間ではなく、土・日に仕事で、県がやっていないからこういうところしか預け先がないという親も出てきている中で、この利用金額でいくと1人預けただけで1日1万円以上かかってしまうような状況があり、働く意味がないのではないかというような形になってしまう。2人預ければさらに倍である。そういった人たちのニーズには応えられないような状況だと思う。保育園を日曜日に開設するというのも人件費もかさむのでそれはそれで大変なことである。何かしらニーズの変化に応えなければいけないと思うが、そういった長時間預けることについての検討をしたことがあるか。

○子ども課長 この制度が始まったとき、お互いに子供を持っていて、買い物をするときなどに預かれる人がいないかということでお互いに助け合おうという趣旨で始まった制度である。現実的には利根沼田辺りはあまりいないが、東京であるとベビーシッターがいる。ベビーシッターに預けると多額のお金が発生してしまう現状がある。一日何万円という世界になってしまう。それよりは安くできるだろうというところから始まっている。土曜日までは保育園がやっていたりして日曜日だけということになるので、その部分についてはベビーシッターに預けるよりは安いと考えていただいて、運営を行っているような現状である。今のところ特に支援というのは考えていない状況である。

○井上委員 今度は逆に預かってくれる人についてである。ベビーシッター、プロと比べれば大分安い。いわゆるサービスで預かってくれるようなものなのでお金は本当に少額である。子供を預かって、万が一のことがあったときは保険があったとしても責任が生じてくると思う。そうすると今度は逆に預かるほうからすればちょっとお金が少ないということになる。どうしても預ける側と預かる側でお金のところでそごが生じる状況だと思う。その辺、市で補助を出すことについて検討していないという説明だったが、これからどうしても預け先が

ないという人が増えてくると検討していかなければならないのではないと思う。このファミリー・サポート・センターの中でできないのであれば、そういった人向けのサービスを何かしら考えていかなければいけないと思う。そういった検討状況があれば聞かせてもらいたい。

○子ども課長 井上委員がおっしゃるとおり、預かる人にすれば、他人のお子さんを預かるということになるので責任は重いものがあるので、この金額は安いということになると思う。先ほども説明したが、お互いに助け合うという趣旨から始まった制度なので金額に関しては県内はほぼ同額である。若干太田市がこれよりも高く設定していて、夜間であると1,000円とか、そういう金額に設定しているような状況である。補助についてはひとり親には県から300円ということである。いろいろ調べたところであるが県内で補助しているのは桐生市だけである。桐生市が最初の1時間だけどのような世帯でも制限なく、400円の補助をしている。ただ、最初の1時間だけなので金額的には大きな補助ではないというところである。先ほど井上委員がおっしゃったとおり、今後利用が増えてくれば、補助を行う部分についても他市の状況等も確認しながらということになると思うが、調査・研究を行っていく必要があると考えている。

○委員長 ほかに。齋藤委員。

○齋藤委員 急用のときということであるが、その急用というのは、例えば前日までか。

○子ども課長 特にその辺の決まりはない。お互い同士で連絡を取り合うのではなく、あくまでファミリー・サポート・センターを介しての連絡になる。ファミリー・サポート・センターに連絡をして、相手と連絡が取れば、極端な話、1時間前でもできると思う。その辺は何とも言えない。それで、先ほど料金の説明を失念したが、あくまで最低の単価が700円となる。1時間以内であっても700円で、1時間を超えた場合、30分以下であると半額、30分を超えると全額を払うというような形になっている。

○委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 年間の委託料366万円に対して、令和5年度の実績が57件ということであると、おおよそ1週間に1件のマッチングかと思う。これはコロナだったりいろいろな状況があって仕方がないことであるが、子育てをしている世代からすると、実績がないことが普通の状況みたいになってしまうと、この存在自体を忘れられてしまう可能性があるのではないと思う。改めてコロナが明けて「こういう制度があるから利用してください」というPRはどのようなことを考えているか。

○子ども課長 実際PRは、利用者が減っているということで、委託しているファミリー・サポート・センターでも危機感を持っている。子育て支援センター、子ども広場に出向いて、一応PRを行っている。お手元に配付したパンフレットを配布して、ぜひ利用してくださいということで、子ども課としてもそちらに協力して一緒にPR、何か相談があったときにはこういう制度がありますというような説明、努力はしている状況である。

○鈴木委員 まさにそのとおりだと思っており、PRするしかないと思う。そのときに例えば、利用増何%を目指そうみたいな具体的な目標があったほうが、今の利用状況に応じてもっとPRしたほうがいいのか、当初の目標に達成している、達成していないが見えると思う。具体的な目標値があれば教えていただきたい。

○子ども課長 鈴木委員がおっしゃることはもっともだが、実際にはこの制度自体、この委

託料自体が国で定められたものである。変な話、利用者が減っても委託料は変わらないということもある。できる限り利用は増やしてくれということは当然委託元として言っていることであり、委託先にもいろいろ努力をしてもらっているところである。具体的に何人までとかというのは実際にはなかなか押しつけ合いではないができないので、できる限り利用者を今後増やしていくようにということをお願いしている。

○鈴木委員 別件であるが、まかせて会員の経験や資格は問わないということであるが、昨今、性的異常者のような人もいて、預けた先で事件や事故になった場合のフォローというか、未然に防ぐ方法だったりとか、どのくらいアンテナを張り巡らせているか教えていただきたい。

○子ども課長 実際に預けた場合、預かり先と預けた人がしっかりと報告書を作る。報告書を確認してサインして、それをファミリー・サポート・センターに提出してはじめて完了という形になる。その度にお互いに確認を取ってやっている状況なので、トラブルがあれば当然、報告がある。今までであるとそのような状況はほとんどない。こちらに報告を受けるような状況はない。

○委員長 ほかに。井上委員。

○井上委員 平日、昼間は700円ということであるが、それがそのまま預かってくれる人の収入になるわけである。最低賃金が上がっている。労働報酬ではないが、そうなるともこれも値上げしなければいけないのかという気もするがその検討はしているか。

○子ども課長 他市の状況を確認しながら検討しているような状況である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に。調査事項2「放課後児童健全育成事業の現状について」質疑はあるか。鈴木委員。

○鈴木委員 学校で運営している事業者がある。学校でできる条件などすみ分けはどうなっているか教えてもらいたい。

○子ども課長 平成10年のときに国の方針として児童福祉法が改正になって、地域に一つくりなさいということで始まった。実際には市としてもお願いしたりして「やってください」という話をしたが、なかなか受けてくれるところがないというような状況があった。公設民営ということで「市で場所を用意するから運営をお願いします」ということで始まったところである。学校ではたまたま今、沼田小学校と川田小学校にあるが、その部分は学校で使える部分があったということである。なかなかすみ分けは難しい。空き教室があればどこでもいいという話ではなく、1階の一番隅で学校が閉まった後でもトイレを使えるとか、そういう条件がいろいろある。そういうところが空いていたというのが沼田小学校だったり、川田小学校だったりする。今も運営するのはかなり大変である。学校が終わった後もその部分だけ子供たちが出入りできるようにしたり、区分けができるような状態で設置して運営をお願いできたというのがその2か所ということである。

○鈴木委員 勉強不足で申し訳ないが、私はおひさま学童クラブとなでしこ学童クラブしか知らないが、例えば、升形小学校に空き教室があって場所の制限があるのであれば、「ここを学童にしたいからクラスをこういうふうに編成してください」というような学校との協議が

もしあれば可能なのかと思う。この見直しだったりということは毎年行うものなのか。それともつくったときにもそうだから、それ以降は一切見直さないというものなのか教えていただきたい。

○子ども課長 実際はこのまま継続していけるのであれば継続してお願いするわけであるが、場所を探したいとか相談があれば当然選択肢の一つとして、学校の中も考えていく選択肢の一つになると思う。ただ、民設民営であると、結局、民間に全てお任せしているのでその人から相談があれば学校の中にもという選択肢として考えていきたいとは思っている。ただ、学校に話がないとすれば、民設民営なので、市から「学校に入ってください」という話にはならない。

○鈴木委員 分かった。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で子ども課を終了する。

次に、介護高齢課の所管に係る事項について説明願う。介護高齢課長。

(信澤介護高齢課長 説明)

イ 介護高齢課

・調査事項

1 介護保険料を抑えるための取組について

○介護高齢課長 休憩願う。

○委員長 休憩する。

(休憩 午後1時54分から午後2時7分まで)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

○介護高齢課長 調査事項1「介護保険料を抑えるための取組について」説明する。

まず、「(1) 介護保険料について」説明する。介護保険の財源は、国や自治体の負担金と40歳以上の人に納めていただく保険料で賄われている。保険料の負担割合は全国の65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者の人口割合により、3年ごとに決定される。現在の第8期介護保険事業計画期間中の介護保険料は第1号被保険者負担分が23%、第2号被保険者負担分が27%となっている。

なお、被保険者に納めていただく介護保険料額の決め方は、第1号被保険者と第2号被保険者で異なる。また、介護保険事業計画は3年ごとに見直しが行われるため、この見直しに伴い、介護保険料が定められている。これまでの介護保険料額の推移については、市ホームページにも掲載しているが、参考として表のとおりまとめたので確認願いたい。

次に、「(2) 第1号被保険者保険料基準額の算定方法について」説明する。

資料に表を掲載したので御覧いただきたい。

保険料の算出方法は、当該計画期間の介護保険事業費(C)、今後3年間の標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計に第1号被保険者分相当額に23%を乗じて、第1号被

保険者負担分相当額（D）を求める。

次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差（E－F）を加算し、準備基金取崩見込額（H）と保険者機能強化推進交付金等の交付見込額（J）を差し引く。この保険料収納必要額（K）を予定保険料収納率（L）と所得段階別加入割合補正後被保険者数（M）、月数（12か月）で除したものが第1号被保険者保険料基準額（月額保険料基準額）となる。

次に、「（3）介護給付費の財源構成について」説明する。介護保険事業に係る事業費の大半を占める標準給付費の財源構成は40歳以上の被保険者から徴収する保険料が半分、国・県・市の公費が半分となっている。なお、第8期介護保険事業計画においては、第1号被保険者（65歳以上）の標準的な負担割合は23%である。また、地域支援事業のうち④包括的支援事業費、⑤任意事業費については、第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されている。

次に、「（4）介護保険料を抑えるための国の検討状況について」説明する。

今後の介護保険制度見直しに向けた国の議論については、これまでもさまざまなテーマで検討されている。アでは、利用者負担（原則1割）を2割から3割に引き上げる対象者を拡大する。イでは、要介護1、2の保険給付を縮小して総合事業へ移行する。ウでは、ケアプランの作成や老健施設などの多床室を有料化する。エでは、保険料の納付年齢を引き下げ、利用年齢を引き上げる。オでは、福祉用具の貸与・販売の選択制を導入するなどがあり、これらの見直しは介護保険制度の持続可能性を高めるために必要とされているが「利用者のニーズが十分に満たされるかどうか」「これ以上、制度を複雑にすべきではない」など利用者や事業者など各方面からの反対意見も多く、議論や検討が続けられている。

次に、「（5）沼田市の介護予防の取組状況について」説明する。

介護予防とは、健康な生活を長く続け、介護を受ける状態にならないようにすること、また、介護が必要になった場合に、それ以上度合いが増さないように改善していくことである。こうした考えに基づいて、本市では、高齢者の心身の保持・改善だけでなく、日常生活の活動を高め、住民全体の通いの場を充実させる事業を実施し、一人一人の生きがいや役割を持って生活ができる地域の実現を目指し、一般介護予防事業に取り組んでいる。なお、本事業の所管課は健康課となるが、調査事項として関連があるので、事業の概要を説明する。まず、介護予防把握事業である。これは、家庭訪問や関係者からの相談等により、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を把握し、介護予防活動へつなげている。次に、介護予防普及啓発事業である。これは、主に介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を図るため、介護予防教室、相談などを実施している。次に、地域介護予防活動支援事業である。これは介護予防サポーター養成事業、高齢者筋力向上トレーニング事業、運動自主サークル活動支援事業など、高齢者がいつまでも元気にその地域で暮らしていくために、支え合える地域づくりを進めることを目的としたものである。次に、地域リハビリテーション活動支援事業である。これは地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進している。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「介護保険料を抑えるための取組について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 もちろん介護予防も大事であるが、保険料を抑えるために具体的にこれをやらなければ駄目だ、ここを何とかしていかなければいけないというものは考えられるか。

○介護高齢課長 非常にそこが難しい問題であり、先ほども説明させていただいたが、介護保険料を算定するに当たっては、非常に多くの情報を入れなければならない。説明の中で（２）基準額の算定方法というところで計算式をざっと説明させていただいた。基準額の算定を行う上でも、これだけ多くの情報を入れた中で、最終的に月額、それから基準額というものを算定しなければならない。今回この調査事項をいただき、非常に我々もどういったところに取り組みれば介護保険料の減額にまでたどり着けるのかということまで考えたが、今後、高齢者の増加ということを考えると、サービスを利用する人が増えていくので、そこを減らすという考え方は難しいところである。なかなか答えにたどり着かないところだった。

○井上委員 保険料の基準額の算定のところでも見ると分かるが、市でできることとすれば保険事業費を減らすか、保険者機能強化推進交付金を増やすくらいしか関与できるところはない。保険者機能強化推進交付金を増やすとしたら、これは一般質問でもやったが、いろいろなことをやって点数を上げていくしかない。結局それは介護保険の総量というか、総事業費を減らすしかない。では、具体的にそれをどうやったら減らせるのかということと医療費と同じで使う量を減らしてもらえない。結論とするともうそこしかないと思う。それをやるにはやはり利用者のニーズの問題もあるし、いろいろ問題があるが、市として介護保険料が上がっていく、上がり続けていくのを何とかしようと思ったら、それはもう住民に理解を求めて何とか減らしていく方向にするしかない。そこに理由づけをして「歩いて健康になろう」とかやっているわけである。そういうのを含めて、ここを「何とかできない」と言ってしまうと、もう上がり続けるしかない。先ほど言ったように高齢者は増え続けるし、サービス利用者も増え続ける。ここを何とかするしかないということでもなかなか本当に難しい。医療費も上がり続けているから結論に結びつかないのということも分かる。ただ、ここをやらない限りはどうしても保険料を減らすということには結びつかない。逆に、ここをやっていかないと最後の地域包括ケアに結びつかないと思っている。サービスを使いたい放題とか「介護状態になってしまったからいいサービスがいっぱいありますよ」ということではなくて、「介護状態になってしまったけれども要支援まで戻しましょう」「要支援になってしまったけどもその前の状態まで戻しましょう」ということに力を入れていかないとこの総量は増え続けるしかないと思う。介護度をよくするための取組、一般質問のような内容になってしまったが、介護度をよくするための取組を市として何かしているのか教えてもらいたい。

○介護高齢課長 非常に難しい問題である。介護保険の根底にあるのはサービスが必要な人に必要なサービスを届けられるようにというものである。我々としても必要な人が申請すれば、その人に合ったサービスを利用できるように調査を行い、実際にそのサービスを考えるケアマネの人たち……。必要ではないサービスというのはもちろんプランは組まれないところである。その前段の健康寿命を伸ばそうというようなところについては、健康課に介護予防事業というところでやっている筋力トレーニングや体操教室であるとかに力を入れてもらって……。なかなか、介護状態それから要支援状態になった人を逆に戻そうという取組は度合いもあってなかなか難しいと考えているが、そこまでに至らない状

況に抑えるという取組については、介護高齢課にも保健師がいるところであり、健康課と連携して手を尽くして取り組んでいるところである。

○井上委員 本当に頑張ってもらっているのはよく分かるが、住民ニーズはもっといいサービス、よりよいサービスというのが現実である。先ほども言ったが、医療費高騰も同じで、やはりどうしてもその方面にいつてしまうのはしょうがない。何とかして、住民側の意識改革をしなければもうどうにもならない問題だと思う。地域包括ケアの本質は、地域で暮らしていくのに、「必要なサービスをどんどん提供します」というのではなく、やはり健康で自分らしい暮らしができるというのが本質だと思う。そのためにはどうしても介護度を少しでも改善するという取組が必要だと思う。要介護になってしまったから、要介護に必要なサービスでしようがない、そのサービスを使いながら地域で暮らそうじゃなくて、なるべく健康で伸び伸びと生き生きと暮らせるというのが地域包括ケアの本質だと思うので、介護度を改善していく取組は絶対必要だと思う。ぜひ健康課と協力して進めていただきたいと思う。介護高齢課の仕事はサービスを提供することにとどまらないで、サービスを提供していく中で、リハビリ等も含めて改善していくという意識をぜひ持っていただくと少しでも変わっていくのかなと思う。住民、事業者のことも含めて市がリーダーシップをとって、沼田市の地域包括ケアを進めていただきたいのだがいかがか。

○介護高齢課長 我々としてもサービス費の給付という部分が主になるが、そちらについても、ケアプランの点検、介護給付の適正化、その人のサービスの給付状況のお知らせ、給付費通知であるとか、要介護認定等の適正化といったところのチェックを行っている。先ほどおっしゃられた保険者機能強化推進交付金の中のメニューにもあるが、そういったところを達成しつつ、直接保険料の減額というところに結びつくかどうかというところまでは言えないが、給付を抑える、適正な給付を行うというところについては我々も努力しているところなので理解いただきたいと思う。

○委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 介護保険料を下げる取組ということで課長から非常に難しいということであったが、スマートウェルネス事業がまさにそのためにある事業であると思う。介護高齢課が所管ではないということではなく、スマートウェルネス事業は「健康を増進させる」「私たちが健康増進したことによってこうなるのですよ」という横の連携があったほうがいいと思う。その取組が実際あるのかどうか教えてもらいたい。

○介護高齢課長 その部分と結びついて一緒に活動しましょうということはない状況である。その辺も含めて、やっていきたいとは思いますが、やはりなかなか現状では手一杯なところもあり、そういったところの連携は進んでいないが、必要に応じて話をしつつ、連携を取ればと考える。

○鈴木委員 必要に応じてというよりも必要ではないかと思う。その辺いかがか。

○介護高齢課長 おっしゃるとおりである。努力させていただきたいと思う。

○健康福祉部長 発言よろしいか。

○委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長 補足させていただく。スマートウェルネス事業は健康課が主体でやっているが市全体に広げていこうということで普及啓発に取り組んでいる。何年か経過したので、検証をしているところであるが、国保の医療費については利用している人の中で対比

できる人をピックアップして検証すると下がっているというような検証結果も出ている。ただし、介護保険に移ってしまうと利用者ではなくなってしまう。スマートウェルネスの活動量計を持っている人ではなくなってしまうと、検証の対比をする対象者にならなかつたりする。例えば「要介護度が進んでしまって、入所しましたよ」となってしまうと、そういった人は活動量計を持っていないかつたりする。対象者としてピックアップできなくなってしまうというようなこともある。そういった人も今度は要介護に進んだ人が何人いるかとかそういった検証に進めていければと思っている。その辺は今後の課題であると思っている。今のところ医療費で検証しているわけであるが、だんだんに今まで利用していた人が今度は要介護に移っていったとか、レベルが高くなっていったというようなところを追跡調査しながら検証できればと考えて取り組んでいるところである。その辺はまだ健康課でも進んでいないので、今後の課題として取り組んでいきたいと思っている。

○鈴木委員 今の説明であると対象としているところが違うから関係ないということになってしまうのか。何かそもそも対象になる人たちの医療情報だったり、その人たちがそうならないためのことだから、一つのことだと思いがいかか。

○健康福祉部長 全然関係ないということではないが、検証するに当たってなかなか対象者としてピックアップできない状況ということである。例えば利用していた人が何年後、何歳に到達した頃に介護予防を使うようになったとか、そういった検証はできると思うが、スマートウェルネス事業では活動量計を主に検証しているので、それを使わなくなってしまうとなかなか追跡が難しくなってしまうというような現状があるという説明をさせていただいたつもりである。今後の取り組みの参考にさせていただいて、どのような検証ができるのかは今後の課題であると思っている。

○鈴木委員 結構である。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 今回の一般質問でも介護保険料のことがあり、また、ちょうど先週、健康課が文化会館でいきいき福トレ大会の表彰式をやったり、フレイル予防の講演会などをやっていて、私も参加した。介護保険にお世話になる手前のところで、いろいろな努力をしている。また、積極的にそこに臨んでいる健康な高齢者もたくさんいる。また、自分たちも高齢者でありながら介護予防サポーター養成の紫色のTシャツを着て頑張っているような人もいる。皆さんで取り組んでいる様子を拝見した。そういった意識が先ほど井上委員が言ったようにみんなにつながっていくように私たちも一緒にやらなければいけないと痛感した。そして、鈴木委員からの「数字的な根拠が分かったら」ということは、部長もそう思っているところであると思う。全体的に私たちも含めて、全員がそういう段階を踏んでいくので、やっていかなければいけないのだろうと思う。介護になる前の予防がとても大事であると講演会を聞いて思った。介護保険になる前の人たちに対して健康福祉部として取り組んでいこうという予定などがあったら聞かせてもらいたい。フレイルのことをお願いしたい。

○健康福祉部長 介護保険の話させていただいたが、やはり介護保険を利用させていただかないような状況を保てればベストだと思っている。ただ、必要な人に「使わないでください」とは絶対に言えないので、必要に応じた利用をお願いしている。介護高齢課でもお守り認定という言葉があるが、「認定しなくても総合事業で少し軽いサービスは使えます

よ」というような話もさせていただいている。何でもかんでも認定を受けなければいけないというような意識は改善を図っていただきたいと思っている。そのようなところも介護高齢課では普及啓発に努めているところである。そして、健康課で行っている健康教室や筋トレ教室といったものが随分継続されてきているので、そういったものを大事にしながら、人との交流やふれあい、もちろん筋力を保っていただいたり、先日行われたイベントなどにも参加していただくといった意識を持っていただくことがとても大切であると思っている。国保年金課とも保険事業と介護予防の一体化事業ということで、いろいろな訪問であるとか、イベント、それから教室なども行っている。利用する前の段階を保っていただくということは部の全体で取り組んでいかなければいけないと思っている。年齢であるとか、性別であるとかそういったものは関係なく、皆さんが取り組めるようなものを提供していきたいと思っている。

○副委員長 理解した。

○委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 休憩をお願いしたい。

○委員長 休憩する。

(休憩 午後 2 時34分から午後 2 時37分まで)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で介護高齢課を終了する。

以上で健康福祉部各課の所管事項報告を終わる。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(5)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の提案のとおりでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。

(健康福祉部 退室)

(2) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第(2)健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。意見はあるか。井上委員。

○井上委員 できれば介護保険の関係を掘り下げたい。調査事項というよりも概要でなく、詳しく地域包括ケアなど、沼田市の考え方の説明をしてもらいたい。それを調査事項として上げないでレクチャーを受けられるといい。以前、民生の委員会で係長から直接介護保険事業について説明を受けたことがある。そのような感じで説明を受けることができると思う。管内調査のような形で地域包括ケアや介護保険事業の詳しい説明を聞きたい。

○事務局書記 レクチャーを受けるとしたとき、どういった項目に力点を置きたいか各委員の意向をお聞きしたい。

○井上委員 個人的には介護予防・日常生活支援総合事業のところである。今の沼田市の状況をしっかりと聞いておきたい。今回、行政視察の候補となっている大東市でも力を入れている。

○委員長 視察に行く前に勉強しておきたい。

○井上委員 沼田市の現状はこうだということと、実際、これをしっかりやって、しっかりと介護保険料の事業費も下がっているという話も聞くことができると思う。新議員もいるので地域包括ケアの話もしてもらったほうがいいと思う。

○委員長 発言よろしいか。

○副委員長 委員長。

○委員長 子ども課についてである。

本日、午前中に私立保育園長会との懇談会をしたところである。保育園の申込は10月13日が締切りだったと思う。その申込状況を報告していただきたい。今、2歳児以降は大体皆さん希望した保育園に入れるのだが、0歳から2歳までの子たちは園長先生から説明があったように、もうお腹の中にいるときから申込みがあったりとかで、最終的に2倍、3倍になったという説明もあった。その人数はかなり多いと聞いている。また、きょうだいは同じ保育園にいけないということがあるみたいである。そうすると親は「こっちの保育園に送って」「次に、こっちの保育園に送って」と大変らしい。どのような調整しているのか聞ければと思う。以上である。

○副委員長 よろしいか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ほかにあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 調査事項について事務局にまとめさせる。

(事務局書記 説明)

○委員長 よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上で健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。
休憩する。

(休憩 午後2時46分から午後2時50分まで)

(3) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

それでは、次第(3)市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。
まず、市民課の所管に係る事項について説明願う。

(見城市民課長 説明)

ア 市民課

・調査事項

1 窓口延長の実績(令和4年度)について

○市民課長 調査事項1「窓口延長の実績(令和4年度)について」説明する。資料1ページ、2ページを御覧いただきたい。市民課では平日に市役所に来庁することが難しい人の利便性確保のため、毎週月曜日、夜7時まで窓口を延長している。窓口延長の実績については2ページ、月曜日の時間外延長来庁者調べ(令和4年度)、下から2行目、合計欄と平均を御覧いただきたい。窓口延長を実施した日ごとに記載した。下から2行目、令和4年度の窓口延長をした日数はトータルで47日間である。来庁数は合計で614人、平均13.1人の来庁となる。また、一人で同時に住民票や印鑑証明、戸籍などの諸証明等を取得されることもある。処理件数の合計は右端の件数欄、集計の欄に記載したとおり、1年間で766件、1日に1時間45分の延長において16.3件の処理をしているということになる。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「窓口延長の実績(令和4年度)について」質疑はあるか。鈴木委員。

○鈴木委員 時間延長中は何人の職員で対応しているか。

○市民課長 令和4年度については、マイナンバーの関係で来庁者が随分増えていたので、合計6名で対応していた。

○委員長 ほかに。井上委員。

○井上委員 マイナンバーカードの交付が進んでいるので、今後コンビニ等で証明書を取れるようになると来庁しなくても済むことがほとんどかと思う。その辺も含めて、今後の月曜日の延長は対応を続けていく予定なのか。

○市民課長 おっしゃるとおり、コンビニ交付はかなり充実している。ただ、初回は高齢者がコンビニに行っても、操作の方法が分からないとか、市役所の窓口で説明を聞きながらとか、何を取っていいか分からないとか、そういうケースの人も実際にいる。また、仕事をしていて朝8時半から5時15分までに来られない人のための時間ということで窓口を延長しているので、件数は減ってくるかもしれないが、状況を見ながら、短縮なり、そういう方向は考えていかなければいけないと考えている。

○井上委員 令和4年度はマイナンバーの交付があったので6名で対応という説明だった。大分取得が進んだので今後減っていくということか。逆に、よその自治体であると窓口時間を短縮という話も出てきている。そういった検討はしているのか。

○市民課長 マイナンバーの担当者が6人のうち3名だったので、来年度マイナンバーの

担当者を減らしていくということは検討している。また、窓口延長の時間短縮についてであるが、昨年度までは午後8時までと、さらに長くすることも考えたことがある。実際今回のように、マイナンバーも落ち着いてきているので、沼田のような地域性であると午後8時まで延長してもお客様がいらっしゃらないということもある。今後については職員同士で短縮ということを考えてはいるが結論には至っていない。

○井上委員 窓口時間の短縮というのは19時からの短縮ということであると思う。他の自治体であると業務時間の午後5時15分までやらずに午後4時までとしているところもある。そういった検討はしているか。

○市民課長 そういったことは内部で検討しているが、市民課だけで結論は出せない。その辺については総合窓口という機能もあるので、市民課の要望だけで通せるというものもないため、今後の研究課題となっている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で市民課を終了する。

次に、債権管理課の所管に係る事項について説明願う。債権管理課長。

(阿部債権管理課長 説明)

イ 債権管理課

・調査事項

1 時間外の窓口対応の状況について

○債権管理課長 調査事項1「時間外の窓口対応の状況について」説明する。債権管理課の時間外窓口として、毎月1回、日曜日の午前8時30分から午後5時まで、納付相談等のための休日納付相談窓口を開設している。

窓口対応の状況については、4ページの債権管理課資料を御覧いただきたい。過去10年間の来庁者数及び窓口現金納付の推移を掲載した。休日納付相談窓口への来庁者数を10年前の平成25年度と比較すると年々減少している。令和4年度の来庁者は48人であり、10年前の平成25年度の155人と比較すると3分の1以下となっている。減少の主な要因は市税の滞納額が圧縮されていることであると考えられる。また、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症によって外出が制限されたことも要因の一つと考えられる。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「時間外の窓口対応の状況について」質疑はあるか。鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどの市民課であると月曜の夜7時までということだった。各課の判断でこの課は月曜、この課は日曜ということで開催日を決定しているのか。

○債権管理課長 債権管理課としては、もともと税務課のときからであるが、平日に納付や納付相談等、来られない人のために平成19年度から日曜日ということ、休日の相談窓口を開設した。そういったことから、庁内の他課と調整ということとはしていない。

○鈴木委員 結構である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で債権管理課を終了する。

次に、市民協働課の所管に係る事項について説明願う。市民協働課長。

(田村市民協働課長 説明)

ウ 市民協働課

・調査事項

1 男女共同参画に係る事業の取組状況について

○市民協働課長 調査事項1「男女共同参画に係る事業の取組状況について」説明する。

資料6 ページ、ダイジェスト版の表紙の中段「計画の性格と期間」を御覧いただきたい。

本計画は、男女共同参画基本法第14条に規定される市町村男女共同参画計画に位置づけるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV防止法第2条の3に規定された市町村基本計画として、また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法第6条に規定された市町村推進計画として位置づけ、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間として策定したものである。

「計画の体系」については、「男女共同参画社会の実現」誰もが、ともに尊重し合い、思いやりと活力あふれるまち「沼田市」を基本理念とし、基本目標として、「一人ひとりが尊重され、支え合うまち」「市民が協働し、あらゆる場に参画できるまち」「互いに認め合い、安心して暮らせるまち」の3つを掲げ、それぞれの実現に向けた施策の方向性と今後の取組について、記載のとおりまとめている。本計画の進行管理については、毎年度、各事業の実施状況等について担当課による評価を行い、その結果について、学識経験者、関係団体の代表または推薦する者、公募市民により構成される沼田市男女共同参画推進委員会で協議・検証を行い、それを市役所内部の組織である沼田市男女共同参画庁内推進会議へ報告し、公表する。なお、目標指標として数値目標を設定しているが、見開きの右側のページにあるとおり、市民意識調査において、家庭生活において男女が「平等になっている」と回答した人の割合について、令和元年度に47.6%だったものを令和7年度には55%にする。職場において男女が「平等になっている」と回答した人の割合について、令和元年度に42.2%だったものを令和7年度には50%にするなど、ダイジェスト版では一部の掲載にとどまっているが、計画書本書では、市の審議会等や区長・副区長、市職員の管理職の女性の割合についての数値目標にも言及している。これらの数値目標の実現、ひいては男女共同参画社会の実現に向けて、毎年度進行管理を繰り返し行っている。

次に、男女共同参画事業の具体的な事業実施内容について説明する。7ページを御覧いただきたい。平成30年度から本年度までの実施事業を種別ごとにまとめた。7ページは「連続講座」の実施状況である。男女共同参画連続講座では様々なテーマに取り組んでいるが、城西大学の山口教授を講師またはコーディネーターとして招くとともに、最近ではLGBT関係についてもテーマとして取り上げ、関係団体の代表を講師に招いて講演をいただくなどしている。今年度は5月に山口教授に「みんなでつくろう、男女共同参画社会なぜ実現には時間がかかるの」を標題に講演をしていただき、34名の参加があった。ま

た、8月には、「被害者支援制度について学ぶ DV・虐待被害者支援の現場から」を標題とし、沼田警察署生活安全課巡査部長等の関係者をパネラーとしてパネルディスカッションを行い、24名の参加があった。

8ページは、講演会の実施状況である。各年度、様々なテーマを取り上げ、広く市民に聴講いただいている。今年度はイーク表参道副院長の高尾美穂氏を講師とし、リモート出演により、「私らしく生きる 心とからだのセルフケア」を標題として講演していただき、65名の参加があった。

9ページから10ページは、「男女共同参画推進委員会」の実施状況である。回ごとに記載の議題のとおり実施した。ここで決定した事項を委員会意見として各担当課にフィードバックし、市の事務事業に反映するように進めている。今年度も御覧の資料のとおり3回、会議を開催した。

11ページは「セミナー企画実行委員会」の実施状況である。このセミナー企画実行委員会は男女共同参画推進委員、過去のセミナー参加者で本企画実行委員会に参加を希望する人などに声をかけ、委員になっていただいている。当該年度のセミナーの実施状況を踏まえて次年度のセミナーの実施内容の検討や情報紙「ハピネス」の発行の内容の検討などを行っている。今年度については、まだ未実施であるが、今月23日、月曜日の午前中に開催を予定している。

最後に12ページから13ページ、「男女共同参画庁内推進会議」の実施状況である。こちらは男女共同参画に係る事業を実施している庁内の担当課長が委員、担当係長はワーキンググループメンバーとして参画している。先ほど説明した計画の進行管理として、推進委員からの事務事業に係る意見をフィードバックし、市の施策の見直し等につなげるとともに、審議会等の女性委員の登用推進や職員研修の実施、情報紙の発行などについて協議・検討をしている。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「男女共同参画に係る事業の取組状況について」質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 詳細な資料を準備していただき感謝している。私もずっと男女共同参画に一市民のときから参加している。改めて振り返ってみて歴史を感じている。いいことをやっているにもかかわらず、参加者が少ないときもあって、改めてこの数字を見たときに残念だと思ったりもして、改めて私自身も含めてもっとPRであるとか、その必要性を事あるごとに話していかなければいけないと思う。庁内でもやっているということを初めて知った。これも市役所内でも推進されているということを高く評価する。この講演会であるとか、いろいろな推進セミナーをもっと広げるということについて、どのようにPRする考えがあるか聞かせてもらいたい。

○市民協働課長 まずこの場をお借りしてこれまで参加いただいた御礼を述べさせていただきたい。おっしゃるとおり、参加者が少ないということは、私もこのポジションに就いて、人を集める難しさを痛感しているところであるが、広報やチラシなどはこれまでもやっていたが、お誘い合わせの上というのもおかしいが、なるべくそういう人づてのネットワークなども期待しているが、行政でできることとすると、SNS等をもっと活用したりとか、PRについて前向きにもっと広く周知して、人に来ていただけるような環境づくりを心がけていきたいと考えている。

○副委員長 私もPRしていきたいと思う。特に、今年度の講演会、イーグ表参道副院長の高尾美穂さんについては、かなり中高年齢の女性の参加者が多く、NHKの朝イチなどにも多数出演している有名な人である。有名だからいいというものではないが、すごく話の内容が濃かった。やはり出演料などいろいろあって、一度しか聞けないということがあるのか。内容がよかったので録画しておいて、後で見ただけいたらよかったと思っていた。そういうことはできるものなのかお聞きしたい。

○市民協働課長 録画が可能かということであるが、人によって扱いが異なることが想定される。そういうことはいささかということで、拒否されるような人もいらっしゃる。今回の高尾先生の講演の録画については想定していなかった。もしそういうことが可能であれば、活用について検討できたらと考える。講師の出演料であるが、やはりこれだけ有名だということで多くの人にお越しいただいたという結果を踏まえると、我々としても許される予算の限り、高名な人であるとか、人気のある人を講師として招いて、多くの人にお越しいただいて聞いていただくことが最善と考える。今後もしやという人に講師としてお越しいただいて、多くの人に来てもらうかということにも着目して講師の精査をしたいと考えている。

○委員長 ほかに。井上委員。

○井上委員 庁内推進会議の委員の構成とワーキンググループの方向性が分かれば教えていただきたい。

○市民協働課長 休憩願う。

○委員長 休憩する。

(休憩 午後3時16分から午後3時17分まで)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

○市民協働課長 庁内推進会議ということで、メンバーは主に部課長である。委員長は市民部長、副委員長は市民協働課長、委員は総務課長、地域安全課長、企画政策課長、社会福祉課長、子ども課長、介護高齢課長、健康課長、産業振興課長、農林課長、学校教育課長、生涯学習課長という構成になっている。また、ワーキンググループについては委員が所属する部局に属する者の中から委員長が指名するとなっているが、各係長となっている。

○井上委員 いろいろなことやってもらっているということはこれを見ただけでもよく分かるが、先ほどの副委員長と同じように、それがどこまで市民に浸透しているかとなると疑問点があると思う。これだけ多くの課が男女共同参画というものに関わりがあるということが委員構成に出ていると思う。そういったところでもPRをしていくべきだと思う。市民協働課が主でやっている仕事だから、PRを市民協働課だけでやっているのと、同じ人にしか広がらないし、そこからの先の広がりが出てこないと思う。委員となって関わっている課にもしっかりPRしてもらおうということが必要であると思うがどうか。

○市民協働課長 庁内推進会議、ワーキンググループを含め、フィードバックはしているが、なかなか事務事業を変えるというところまでには至らないという感じでもあるが、事あるごとに、そういうことも内部にも外部にも伝えていく努力は今後ともしていかなければならないと考えている。各課で事務事業はやっているが、なるべく当初の目的である男女共同参画社会の実現、誰もがともに尊重し合い、思いやりと活力あふれるまちの実現に

向けて、担当課としても各課に発信して改善に努めたいと考える。

○井上委員 意見をフィードバックしたけれど、事業に生かされないとなると何のためにフィードバックしているのか分からなくなる話である。「庁内推進会議なんていない」という話になってしまう。意見として出たものはしっかりと事業に反映されないとやっている意味がなくなってしまうので、ぜひ市の担当課として、変えるものは変えるという、しっかりとした主導権を握っていただきたいと思う。

○市民協働課長 例えば、広報の写真の取扱いについても、男性しか写っていないとか、そういうことを委員から言われて、こちらから広報に伝えて……。それができなかった理由もそのときはあったが、そのように広報でも意識していただいていたという証言も得たところである。そういう細かいところから、こちら各課に促していきたいと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で市民協働課を終了する。

次に、環境課の所管に係る事項について説明願う。環境課長。

(根岸環境課長 説明)

エ 環境課

・調査事項

- 1 時間外の窓口対応の状況について
- 2 太陽光発電設備等設置事業の状況と今後の予定について

○環境課長 調査事項1「時間外の窓口対応の状況について」説明する。

環境課資料1を御覧いただきたい。環境課において時間外の対応をしているのは上川田最終処分場であり、祝日に開場しているのみである。開場は月曜日から木曜日が祝日に該当する場合においては半日開場し、祝日がない月については第二日曜日に終日開場している。また、12月30日は終日開場している。

稼働実績について説明する。暦の関係で開場日数は変わるが、令和3年度、令和4年度、そして令和5年9月までの実績は記載のとおりである。

次に、調査事項2「太陽光発電設備等設置事業の状況と今後の予定について」説明する。

16ページ環境課資料2として、現在の市有施設等への太陽光発電等設備の設置状況をまとめた。公共施設の屋根置きについては設置予定の利根コミュニティセンターを含め、太陽光発電設備を17施設に設置、蓄電池を6施設に設置している。

公共施設の屋根貸しにより、民間事業者が設置している施設が6施設、市有地を利用した太陽光発電所が2施設、市有地を発電所用地として民間事業者が太陽光発電所用地として貸付けたものが2か所である。今後の予定については、引き続き市有施設等への整備を検討していきたいと考えている。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「時間外の窓口対応の状況について」質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 ここに訪れる人の処分するものの種類が分かれば教えてもらいたい。

○環境課長 上川田最終処分場であるので、いわゆる黄色い袋に入れるような資源ごみであるとか、粗大ごみなど、焼却できないものになる。缶、瓶、粗大ごみ、廃家電といったものをこちらで受け入れている。

○副委員長 そういったごみについては日頃資源ごみを出すときに処分してもらえるように出している。やはり引っ越しであるとかで粗大ごみが出たときに市民が訪れるのか。昔、子供の頃はよく行ったのだが、最近ここは貴重なごみ処分場であるという意識があつてあまり行かなくなってしまったので伺いたい。

○環境課長 休日開庁してきて来るのはどのような人かということかと思う。まず基本的には市内の家庭から排出されるごみについては、ごみカレンダーに基づいて、祝日でも収集を行っている。家庭ごみを収集したものを受け入れる必要があるので、基本的には祝日でも開けているという形になる。また祝日がない場合には先ほど委員がおっしゃったように粗大ごみなど、平日に持って来られない人の対応をするために開けているような状況になっている。

○副委員長 上川田最終処分場は、空き容量が少なくて大切な所と聞いている。災害が起きたときのごみを処分する場所としても確保しておかなければいけないということである。調べていなくて申し訳ないが、空き容量はどのくらいの状況なのか。

○環境課長 現在、埋立ては行っていない。機能としては、先ほど申し上げたようなごみを受け入れ、そこで資源として売れるものであるとか、民間の最終処分場に処分してもらうものとか、そういったものを選別するというような機能を有している。繰り返しになるが、上川田最終処分場では埋め立ては行っていない。

○委員長 よろしいか。

○副委員長 委員長。

○委員長 私が上川田最終処分場に行ったときに計量器が故障していたようで使えなくなったことがあった。結構長い期間、そのような状況だったが今の状況を教えていただきたい。

○環境課長 資料でも一部、関係している。15ページ、令和3年度の12月と1月の搬入量が斜線になっている。これについては、下段に注釈を入れさせていただいたところであるが、12月から1月までは最終処分場の設備が故障したため、搬入量計測なしとさせていただいた。機械不良で直すまでの間、計量できないというような形でこのときには計量できずにそのまま受け入れさせていただいたというような経過がある。現在はメンテナンスが済んでおり、故障等はない。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、調査事項2「太陽光発電設備等設置事業の状況と今後の予定について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 公共施設の屋根置きについては、主に売電ではなくて太陽光の利用、校内での利用という使い方をされているのか。もしも売電であれば、どれくらいの収入があるのか。公共施設の屋根貸しは、使用料、利用料は幾らなのか。市有地の土地貸しについて土地の利用料は幾らなのか教えてもらいたい。

○環境課長 まず公共施設の屋根置きというのはおっしゃるとおり、全て自家消費になっている。一部学校ではない施設、申し上げると、利南コミュニティセンター、サラダパークぬまた、白沢創作館では売電している。売電金額は申し訳ないが所管ではないので資料の持ち合わせはない。屋根貸しの料金については、資料2つ目の表、概要の部分でN T T スマイルエナジーと記載してあるものについては、こちらの業者に屋根を貸しており、単価は1平方メートル50円である。市有地の土地貸しは平川太陽光発電所の単価は141円、佐山町太陽光発電所は49円である。

○井上委員 学校は自家消費ということで、校内で使う分を賄っていると思うが、昨年、今年と学校の太陽光発電設備の設置がない。今の状況を考えると、自家消費分を太陽光発電で賄うと光熱費の抑制になるのではないかと思う。昨年、今年とやっていないが、継続して残りの学校をやっていく予定なのか、一旦、学校の太陽光発電設備の設置は終了なのか、確認させていただきたい。屋根貸しについては、学校の屋根を貸しているのだから、災害時には避難所になるところもあると思う。そういった避難所運営をするときにはその電気を使わせてもらうような契約になっているのかどうか確認させてもらいたい。

○環境課長 公共施設の屋根置きをこれからも継続するのかということであるが、一応3年間、継続する予定である。適切な場所とか屋根形状、屋根の方向などで適さないところもあったりするので、適切な場所があれば適切な容量の設備を設置したいと考えている。屋根貸しの部分であるが、所管ではないので正確なところではないが、私が承知しているのは、一応災害時に使えるコンセントは用意してあるというような形での契約になっているかと思う。

○井上委員 所管ではないということであるが、教育部が所管ということによろしいか。それとも、災害時の対応ということで地域安全課が所管ということになるのか確認させてもらいたい。

○環境課長 市有施設の活用ということで、財政課FM推進係である。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 蓄電池が整備されるとキープできると思うが、蓄電池のあるところとないところがあるが、今後、蓄電池を増やす予定はあるか。

○環境課長 指定避難所となっている施設において備えとして設置している。蓄電池自体が非常に高価であり、太陽光パネルよりも高い状況である。現在、考えているのは、蓄電池はなしで、太陽光発電のパネルのみを乗せて自家消費ということで考えている。決まっていることではないので、そういったことを踏まえて検討していきたいと考えている。

○副委員長 蓄電池がとても高価であるということで、こういった施設に設置する蓄電池はどのくらいの金額なのか。

○環境課長 正確なところでは言えないが、20キロのパネルを乗せて、15kWhという蓄電池で2,100万円の予算額で実施していたかと思う。これは太陽光パネルのみであると建物の状況により一概には言えないが、費用の半分くらいということもある。

○副委員長 理解した。

○委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 例えば、この太陽光発電事業でCO₂をどれくらい削減できたか。

○環境課長 効果としては、資料2の未設置の利根コミュニティセンターを除く16施設の

発電出力から想定される発電量は年間約276,000kWhで、一般家庭約58軒の1年分の消費電力量に相当し、CO₂削減効果は年間約135t、杉の木の森林面積で換算すると約1ヘクタール相当の森林面積に相当するCO₂の削減効果があったと計算できる。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で環境課を終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(5)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の提案のとおりを実施したいと考えるが、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。以上で、市民部各課の所管事項報告を終わる。

(市民部 退室)

(4) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第(4)市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。委員から調査事項はあるか。鈴木委員。

○鈴木委員 市民協働課の各コミセンの活動状況を教えてもらいたい。先日、白沢をやって、18か町で動き出すようである。もし、18か町がやるとなったらどうなるのか。

○事務局書記 6月の常任委員会で地域づくりに関して、各地区コミュニティセンターの運営についてということで事務分掌や各コミセンの事業概要の説明を受けたところである。それと重複しない内容ということでよろしいか。

○鈴木委員 進行していると思う。その後、どう進んでいるか。また計画が出たと思うので進捗があれば……。

○委員長 各地域における進捗状況。先行して利南、薄根、池田、川田がやった。各地区によって名称が違ったりもする。各地区の進捗状況が聞ければと思う。ただ、白沢と利根が去年からやっているが18か町が進んでいない。そのために、先日の夜、議場で区長を呼んで会議があった。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ないようなので、以上で市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を

終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、(5) 今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

(6) その他

○委員長 次第(6) その他について、事務局から説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

(午後4時23分 終了)